

市内介護保険事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

## 消費税引き上げに伴う介護報酬の改定等について（通知）

日頃より、本市介護保険行政の円滑な推進に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、介護報酬の改定（改定率：0.63%）が行われます。そのため、平成26年4月以降提供分については、改定後の単位数により請求を行っていただきますようお願いいたします。なお、改定後の単位数（案）が厚生労働省のホームページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034731.html>）に掲載されておりますので、適宜ご覧ください。

また、介護報酬の改定に合わせ、1割負担で利用できる介護保険のサービスの限度額（区分支給限度基準額）も次のように平成26年4月から上がることが予定されておりますので、給付管理等に遺漏のないようにお願いします。

併せて、上記介護報酬の改定及び区分支給限度基準額の引き上げについて、利用者への説明を十分に行うようお願いします。

なお、厚生労働省による介護給付費分科会の資料の抜粋を「別紙」のとおり添付しますので、参考にご覧ください。

今後、厚生労働省から告示等が発出され、改定後の単位数等が確定した場合には、当ホームページ（NAGOYA かいごネット）にて、周知を行う予定です。

## 1 平成26年4月分以降の区分支給限度基準額

居宅サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

区分	現行	改定後（案）
要支援1	4,970単位	5,003単位
要支援2	10,400単位	10,473単位
要介護1	16,580単位	16,692単位
要介護2	19,480単位	19,616単位
要介護3	26,750単位	26,931単位
要介護4	30,600単位	30,806単位
要介護5	35,830単位	36,065単位

## 2 介護保険被保険者証の取扱い

区分支給限度基準額の引き上げに伴う介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、平成26年4月分以降の給付管理については、改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えてください。

## 3 福祉用具購入費、住宅改修費について

消費税引き上げに伴う支給限度基準額の変更はありません。